

令和5年第4回港区議会定例会 追加提出予定案件

港 区

令和5年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案7件

議案第127号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第128号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第129号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第130号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第131号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第132号	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第133号	令和5年度港区一般会計補正予算（第6号）	8

令和5年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案 第127号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬の額を次のとおり引き上げます。

- ・議長 90万2,600円 → 91万1,400円
- ・副議長 78万200円 → 78万7,800円
- ・委員長 64万9,800円 → 65万6,200円
- ・副委員長 62万2,700円 → 62万8,800円
- ・議員 61万700円 → 61万6,700円

②令和5年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 1.95月 → 2.05月

③令和6年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.00月 (0.05)	2.00月 (0.05)	4.00月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和5年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・3.90月 → 4.00月(0.10月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和6年4月1日

【適用期日】

①については令和5年5月1日、②については同年12月1日

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料の額を次のとおり引き上げます。

・区長 124万9,500円 → 126万1,700円

・副区長 100万4,800円 → 101万4,600円

②令和5年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

・12月支給分 1.95月 → 2.05月

③令和6年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.00月	2.00月	4.00月
(0.05)	(0.05)	(0.10)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和5年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

・3.90月 → 4.00月(0.10月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和6年4月1日

【適用期日】

①については令和5年4月1日、②については同年12月1日

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

①給料の額を次のとおり引き上げます。

・93万3,600円 → 94万2,700円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和5年4月1日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与を改定するほか、「地方自治法」の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和5年10月11日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

- ①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。
- ②給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。
- ③令和5年12月支給分の期末手当又は勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管 理 職 員	1.05月 (0.05)	2.05月 (0.05)	1.325月 (0.05)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0)	2.40月 (0)	1.175月 (0.10)	2.25月 (0.10)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)	0.65月 (0.025)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	1.35月 (0)	0.575月 (0.05)	1.10月 (0.05)
会計年度任用職員	1.30月 (0.10)	2.50月 (0.10)	—	—

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和6年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.025月 (0.025)	1.025月 (0.025)	2.05月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0)	1.20月 (0)	2.40月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	0.675月 (0)	1.35月 (0)
会計年度任用職員	1.20月 (0)	1.20月 (0)	2.40月 (0)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和6年度以降の勤勉手当について、次のとおり支給月数の改定等をします。

- ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。
- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.30月 (0.025)	1.30月 (0.025)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.125月 (0.05)	1.125月 (0.05)	2.25月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.0125)	0.6375月 (0.0125)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.025)	0.55月 (0.025)	1.10月 (0.05)
会計年度任用職員	1.125月 (新設)	1.125月 (新設)	2.25月 (新設)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

【施行期日】

①から③までについては公布の日、④及び⑤については令和6年4月1日

【適用期日】

①及び②については令和5年4月1日、③については同年12月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差3,722円(0.98%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和5年10月11日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与の改定等をします。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

②令和5年12月支給分の期末手当又は勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.05月 (0.05)	2.05月 (0.05)	1.325月 (0.05)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0.00)	2.40月 (0)	1.175月 (0.10)	2.25月 (0.10)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)	0.65月 (0.025)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	1.35月 (0)	0.575月 (0.05)	1.10月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和6年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.025月 (0.025)	1.025月 (0.025)	2.05月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.20月 (0)	1.20月 (0)	2.40月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0)	0.675月 (0)	1.35月 (0)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和6年度以降の勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.30月 (0.025)	1.30月 (0.025)	2.60月 (0.05)
管理職員以外の職員	1.125月 (0.05)	1.125月 (0.05)	2.25月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.0125)	0.6375月 (0.0125)	1.275月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.025)	0.55月 (0.025)	1.10月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③及び④については令和6年4月1日

【適用期日】

①については令和5年4月1日、②については同年12月1日

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

①給料の額を次のとおり引き上げます。

・74万6,900円 → 75万4,200円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和5年4月1日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

令和5年度港区一般会計補正予算（第6号）